

京都市「しまつのこころ条例」\*に基づく報告書の提出について

- この文書（両面1枚）は、報告書の作成前に必ずお読みください。
  - この文書のほか、以下の文書を同封しています。
    - ① 提出様式、② 顕彰制度の御案内、③ 返信用封筒（切手貼付要）、④ チラシ（リーフレット）
- また、昨年度の公表資料及び提出様式の記入例は本市ホームページ「京都ごみネット」に掲載しておりますので、適宜御参照ください。（URL は下記参照）

\* 平成27年3月に改正した「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称（平成27年10月1日施行）

平素は、本市の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、対象事業者の皆様におかれましては、「しまつのこころ条例」（以下、「条例」という。）

第17条に基づく報告書を令和4年6月30日（木）までに提出いただく必要があります。

報告書は、郵送（同封の返信用封筒に切手の貼付要）・FAXでも提出いただけますが、できる限り、電子メールによる提出に御協力ください。

報告書の作成に当たっての御不明な点等については、下記記載の担当者に御連絡ください。

報告書の提出義務がある事業者の要件（該当の提出様式のみを同封しています。）

業種の別	面積要件
物品小売業者 （食品スーパー、コンビニエンスストア、家電量販店等）	① 1店舗の延床面積が <u>500 m<sup>2</sup></u> 以上
飲食店業者 （レストラン、直営レストランがあるホテル、料理旅館等）	② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が <u>3,000 m<sup>2</sup></u> 以上
ホテル・旅館業者 （ホテル、旅館、料理旅館等）	① 1ホテル/旅館の延床面積が <u>1,000 m<sup>2</sup></u> 以上 ② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が <u>3,000 m<sup>2</sup></u> 以上
大学	京都市内の全ての大学・短期大学（面積要件なし）

注1 令和4年4月1日現在の店舗等について報告してください。

注2 京都市内に所在する事業所（店舗等）が報告対象です。京都府下ではありません。

注3 ①又は②のどちらか、①と②の両方に該当すれば、報告書の提出義務があります。

注4 延床面積は、バックヤード（倉庫、事務室、調理室、通路、階段ほか）も含みます。

問合せ先、提出先、ホームページ

京都市 環境政策局 資源循環推進課 2R推進担当 林

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3946 FAX：075-213-0453 E-MAIL：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

URL：<http://kyoto-kogomi.net/business/houkoku/>

（京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」で検索。

事業者のみなさま > 報告・届出義務制度 に掲載しています。）

## ■ 事業者報告制度とは

条例では、市民及び事業者の皆様による2Rと分別・リサイクルの取組について具体的に定めるとともに、本市がその進捗状況を把握するため、要件を満たす事業者の皆様から毎年1回、前年度の取組実績と今年度の取組計画を記載した報告書兼計画書を市長に提出する「**事業者報告制度**」を**事業者の義務**として定めています。

今回は、前年度実績として令和3（2021）年度分、今年度計画として令和4（2022）年度分の取組内容を**令和4年6月30日までに**報告していただく必要があります。

## ■ 報告書が期限までに提出されなかった場合の本市の対応について

期限までに提出がない場合や、記載されている取組が十分でない場合等には、文書による改善勧告を行います。それでも改善されない場合には、事業者名を本市ホームページで公表します。

### 注意事項

#### (1) 記載に当たっての不明点がある場合

報告書の作成に当たっての御不明な点等については、ホームページに掲載している記入例や「Q&A」、参考事例を御覧いただくか、表面記載の担当者にお問合せください。

#### (2) 電子メールで提出する場合について

下記ホームページに報告様式（Word形式）を掲載していますので、ファイル添付により下記メールアドレスあてに御提出ください。タイトルは「しまつのこころ（事業者名）」としてください。

#### (3) 取組の支援

2R等を促進するために必要なPRツール（ポスター、ステッカー等）を配布しています（下記ホームページ (4) 取組の支援「店舗用PRツール一覧」に掲載）。ご希望の場合は、表面記載の担当者に御連絡ください。

#### (4) 顕彰制度「2R特別優良事業所認定制度」の御案内

事業者の皆様が2R等の取組を促進するため、**特に優れた2Rの取組を行う事業所を2R特別優良事業所に認定する顕彰制度を実施しています**。詳しくは同封のチラシを御覧いただき、ぜひ御応募ください（応募は任意です）。今回は、特に、「プラスチック削減」を推進する**事業所の皆さんの御応募**をお待ちしています（その他の取組での御応募も歓迎です）。

#### (5) 「マイボトル推奨店、衣料品自主回収推奨店」登録の御案内

使い捨てが当たり前の生活から、「ものを大切にするライフスタイル」への転換を図るため、市民の皆様の日々の生活における「ごみを減らす行動」を支援・推進しています。その一環として、マイボトル対応や衣料品自主回収を実施する店舗の登録申請を募集しています。

URL：<https://kyoto-kogomi.net/mybottle/#waterspot>

（京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト **京都ごみネット** で検索。

京都市の取組 > マイボトル・給水スポットと衣料品自主回収について に掲載しています。）